

福岡県公報

令和元年12月17日
第 64 号

目次

告 示 (第504号 - 第512号)

○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	1
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○都市計画の変更	(下水道課)	2
○都市計画の変更	(下水道課)	2
○特定危険薬物の指定	(薬務課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
公 告		
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(子育て支援課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(監視指導課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	5
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	10
○住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(素案)に対する意見募集	(市町村支援課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10

公安委員会

○教習指導員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	11
○福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部改正について	(警察本部交通指導課)	12
○福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る意見公募手続の結果の公示について	(警察本部交通指導課)	16

告 示

福岡県告示第504号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年12月17日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。
平成元年10月11日農林水産省告示第1314号
- 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに太宰府市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第505号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年12月17日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るもの及び国有林を除く。）で定めるところによる。

平成元年8月15日農林水産省告示第1081号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年12月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和元年12月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	八女香春線	田川郡大任町大字今任原2974番1先から 田川郡大任町大字今任原2977番1先まで

福岡県告示第507号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和元年12月17日

福岡県知事 小川 洋

久留米小郡都市計画及び福岡広域都市計画下水道宝満川流域下水道を変更

福岡県告示第508号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第21条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和元年12月17日

福岡県知事 小川 洋

朝倉筑前都市計画及び福岡広域都市計画下水道宝満川上流流域下水道を変更

福岡県告示第509号

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和元年12月17日

福岡県知事 小川 洋

1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 メチル＝2－[1－(5－フルオロペンチル)－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3－フェニルプロパノアート及びその塩類
- (2) 化学名 2－(ブチルアミノ)－1－(4－クロロフェニル)プロパン－1－オン及びその塩類
- (3) 化学名 3－[1－(エチルアミノ)シクロヘキシル]フェノール及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和元年12月18日

福岡県告示第510号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月17日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市星野村字キゾフス2074の2、字中尾曾根2076、2079

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第511号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月17日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉市須川字合ノ坂22の2から22の4まで、23の2から23の4まで、23の5（次の図に示す部分に限る。）、44の2、44の3、73の3、74の10、82の2、83の3、97の54から97の59まで、97の61

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県道	直 方 線 鞍 手 線	前	鞍手郡鞍手町大字猪倉 440番1先から 鞍手郡鞍手町大字猪倉 256番10先まで	6.6 ～ 22.2	656.8
			後	鞍手郡鞍手町大字猪倉 440番1から 鞍手郡鞍手町大字猪倉 256番10先まで	6.6 ～ 28.4	
			後	鞍手郡鞍手町大字猪倉 440番1先から 鞍手郡鞍手町大字猪倉 256番10先まで	10.1 ～ 28.4	653.2

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで届出保育施設等に対する指導監督要綱の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部子育て支援課に備え置きます。

令和元年12月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見を募集しなかった理由

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 要綱の改正日

令和元年12月1日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

三井郡大刀洗町大字鶴木字高樋堺1132番4から1132番7まで並びに字半十畑1208番4、1209番2、1212番、1213番2、1239番、1243番1及び1243番7から1243番13まで並びに字中島1244番3から1244番6まで、1245番2、1245番5、1246番1及び1246番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町大字仲原2546番地の1

有限会社七福運送

取締役 東原 聡子

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の7の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和元年12月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

総合コーポレーション有限公司

(2) 所在地

福岡市南区大楠二丁目11番23号エステートアサヒビル

(3) 代表者

代表取締役 中尾 久哉

2 行政処分の内容
産業廃棄物処理施設の改善命令

3 処分の年月日
令和元年11月20日

4 処分の理由
法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設の維持管理が法第15条の2の3第1項に規定する技術上の基準に適合していないことが、法第15条の2の7第1号の規定に該当するため。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字筑紫36番3及び42番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市石崎一丁目7番26-603号
平田 洋三

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和元年12月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
液体クロマトグラフ質量分析システム（備出29）
- 2 競争入札参加者の資格
(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率

- オ 経営年数
カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
コ 営業概要表（様式第5号）
サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和2年1月7日（火曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様申立書を期限までに提出し、確認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年12月17日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

液体クロマトグラフ質量分析システム（備出29）

(2) 調達物品及び数量

液体クロマトグラフ質量分析システム 一式

(3) 履行期限

令和2年3月31日（火曜日）

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（令和元年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資

格をいう。以下同じ。）

令和2年1月28日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	04	理化学精密機器	AA
05	06	計測機器	AA
05	11	諸機器	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県保健環境研究所に令和2年1月16日（木曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟1階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

FAX 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

- 令和元年12月17日（火曜日）から令和2年1月7日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和2年1月28日（火曜日）午後4時00分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁総務事務厚生課入札室（行政南棟1階）
- (2) 日時
令和2年1月29日（水曜日）午前10時00分
- 11 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
- なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- 14 落札者の決定の方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Liquid chromatograph tandem MS system
- (2) Delivery period : By March 31, 2020
- (3) Delivery place : 39 mukaizano, Dazaifu-city, Fukuoka prefecture 818-0135, Japan
- (4) Time Limit for Tender : 4:00 PM on January 28, 2020
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3092

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年12月17日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス久留米国分店
(2) 所在地 久留米市国分町1327番1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年12月17日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス甘木店
(2) 所在地 朝倉市甘木字丁ノ坪235番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年12月17日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス朝倉店
(2) 所在地 朝倉市須川2511番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年12月17日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年11月27日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 田川伊田複合商業施設
(2) 所在地 田川市大字伊田2713番2号 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
------	-----	-----

A棟	午前9時00分～ 午後8時00分	午前8時00分～ 午後10時00分
B棟	午前8時00分～ 午後10時00分	午前8時00分～ 午後10時00分

公告

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）について、次のとおり意見を募集します。

令和元年12月17日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

令和元年12月18日から令和2年1月21日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県企画・地域振興部市町村支援課に備え置きます。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年12月17日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイソー飯塚秋松店
(2) 所在地 飯塚市秋松773番地1 他

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車場需要の充足等交通に関する事項について
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
- (4) 防災・防犯対策への協力について
 - ・ 施工中、施工後に関わらず、いかなる災害も誘因することがないように施工すること。
 - ・ 店舗駐車場への適切な照明の設置を行い、周辺地域での防犯・非行防止対策として協力をお願いする。
- (5) 騒音の発生に係る事項
 - ・ 関係法令を遵守するとともに、騒音・振動・粉じんについて、周辺住民の生活環境に悪影響を与えることがないように、十分に配慮いただくようお願いする。
- (6) 廃棄物に係る事項等
 - ・ ごみの排出は飯塚市指定のごみ袋（事業所用）を使用すること。
 - ・ ごみの収集及び運搬は穂波地区収集許可業者と直接契約をお願いする。
- (7) 街並みづくり等への配慮等について
意見なし
- (8) その他
 - ・ 隣接地・水路に店舗からのごみ等が入り込まないように注意すること。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第288号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

令和元年12月17日

福岡県公安委員会

- 1 審査の種類
教習指導員審査
- 2 審査に係る運転免許の種類
法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。
ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び^{けん}牽引第二種免許を除く。
- 3 審査の方法
規則第12条に規定する審査方法によって実施する。
- 4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所	審査種別
令和2年1月20日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	/
令和2年1月21日（火曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで			
令和2年1月27日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	技 能	遠賀郡遠賀町大字今古賀81番地の5 おんが自動車学校	大型、中型、準中型、大型特殊、 ^{けん} 牽引、大型第二種及び中型第二種免許
令和2年1月28日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		糟屋郡志免町王子1丁目28番16号 アイルモータースクール博多の森	普通及び普通第二種免許
令和2年1月29日（水曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		大野城市下大利3丁目2番20号 南福岡自動車学校	大型二輪及び普通二輪免許

- 5 審査の申請手続及び受付期間
 - (1) 審査の申請手続
 - ア 提出書類
 - 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦

3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの)

- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料の額
大型免許、中型免許及び準中型免許	14,550円
普通免許	11,850円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引 ^{けん} 免許	9,650円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,450円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面

※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和2年1月10日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和2年1月9日（木曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

(1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に

係る教習指導員資格者証を受けていること。

- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハマまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892

福岡県公安委員会規則第17号

福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年12月17日

福岡県公安委員会

福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成18年福岡県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第4号中「差押調書」を「差押調書（債権用）」に改め、同条中第10号を第12号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第6号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 差押調書（謄本）（債権以外用） 様式第15号の2

第9条第5号中「差押調書（謄本）」を「差押調書（謄本）（債権用）」に改め、同条を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 差押調書（債権以外用） 様式第14号の2

様式第14号中「様式第14号」を「様式第14号（債権用）」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第14号の2 (債権以外用) (第9条関係)

差押調書

第 年 月 日 号

(所属) 徴収職員 印

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえましたので、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定によりこの調書を作ります。

記

滞納者	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
年度	納期限	放置違反金	※延滞金	計
滞	・	円	円	円
納	・	円	円	円
金	・	円	円	円
額	・	円	円	円
本調書作成の日までに徴収すべき金額				

搜索した場所
又は物

搜索日時	年 月 日	午 時 分から
		午 時 分まで

差押財産

上記の搜索に立ち会い差押調書謄本を受領しました。

年 月 日 (立会人) 氏名 印

差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。

年 月 日 () 氏名 印

注 ※印欄の延滞金については、この調書の作成の日までのものです。

(A4)

様式第15号中「様式第15号」を「様式第15号（債権用）」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第15号の2（債権以外用）（第9条関係）

差押調書（謄本）

第 年 月 日 号

(滞納者) 殿

(所属)

徴収職員



下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定によりこの調書を作ります。

記

滞納者		住所又は所在地			
滞納		氏名又は名称			
年度	納期	放置違反金	※延滞金	計	備考(違反番号)
	・	円	円	円	
	・	円	円	円	
	・	円	円	円	
	・	円	円	円	
金額		本調書作成の日までに徴収すべき金額			
				円	

搜索した場所
又は物

搜索日時	年 月 日	時 分	時 分
差押財産		分から	分まで

(所属・係)

電話

注 ※印欄の延滞金については、この調書の作成の日までのものです。

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができず。
- 2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができず。審査請求に対する裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができず。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができず。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(A4)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年12月17日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に作成した改正前の様式に基づく用紙で現に使用しているものは、それぞれこの規則の相当規定により作成したものとみなす。

福岡県公安委員会告示第285号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則（案）について、令和元年9月2日から同年10月1日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和元年12月17日

福岡県公安委員会

1 規則の題名

福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則（令和元年福岡県公安委員会規則第17号）

2 規則の公布の日

令和元年12月17日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり規則を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通指導課に備え置く。